

沿岸広域振興局長告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和 7 年 7 月25日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市赤前字長洞山国有林え 4 小林班地先からか 2 小林班地先まで	新	m 107. 9～15. 5	m 434. 6
	旧	93. 3～15. 5	434. 6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 令和 7 年 7 月25日から同年 8 月25日まで